

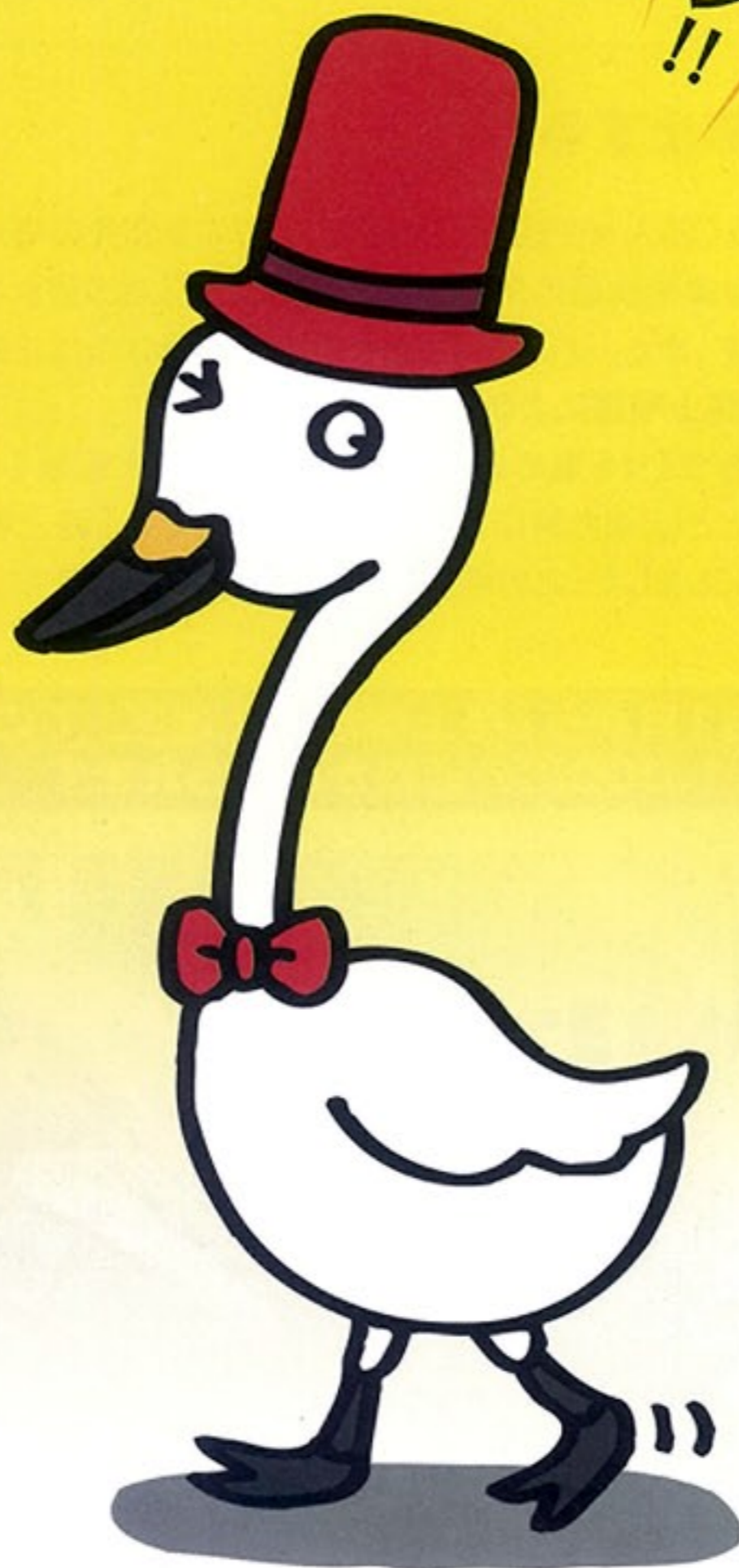
あなたの一服、  
周りはご立腹。

道ではスワン!!

歩きタバコ!!

ぽい捨ても  
アカン!!

私はスワン。



**三宮・元町は路上喫煙禁止地区**

平成20年4月1日「歩きタバコ禁止条例」スタート

喫煙マナーを守り、ぽい捨てのない美しいまちへ。

# もっと美しいまち神戸を目指して 路上喫煙防止にご協力ください。

路上喫煙による火傷や衣服の被害を防止し、美しいまちづくりをさらに進めるため、平成20年4月1日に「神戸市ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例（歩きたばこ禁止条例）」を施行しました。



## Q 路上喫煙って、どういうこと?

A 「路上喫煙」とは、歩行中、立ち止まった状態、携帯灰皿の使用、自転車、原動機付き自転車などに乗車中も含め、道路、広場、公園など、多くの人々が通ったり、集まったりする公共の場所での喫煙です。他人に迷惑や被害を与える恐れのある喫煙はしないようにしましょう。

## Q なぜ路上喫煙を防止するの?

A 道路、広場、公園など、多くの人々が通ったり、集まったりする公共の場所での喫煙は、周囲の人の身体や衣服にたばこの火が当たってしまう恐れのある迷惑で危険な行為です。また、ばい捨てされたごみの大半はたばこの吸い殻ですが、その原因は路上喫煙によるものです。そこで、安全で美しいまちづくりを進めるため、市内全域で路上喫煙をしないよう努めていただくこととし、また特に人通りが多い場所では「路上喫煙禁止地区」を設けることにしました。この地区での路上喫煙は禁止です。



平成20年7月1日から「路上喫煙禁止地区」での違反者には、**1,000円の過料が科せられます。**



### 路上喫煙 禁止地区

No smoking zone  
노상 금연지구  
路上禁烟区  
路上禁煙區

路上喫煙禁止地区  
喫煙場所



【問い合わせ先】神戸市環境局地球環境課 TEL078-322-5313

R100  
神戸市環境局

